

姫路警察署、飾磨警察署及び網干警察署の速度取締り指針（令和元年7～12月）

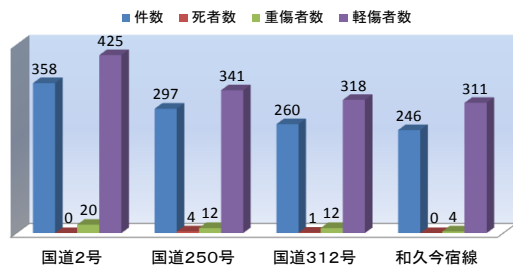
次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。

重点路線	重点時間帯	規制速度
○ 国道2号	16:00～18:00	40km/h、50km/h
○ 国道250号	16:00～18:00	40km/h、50km/h
○ 国道312号	18:00～20:00	40km/h、50km/h
○ 和久今宿線	18:00～20:00	40km/h、50km/h

姫路署、飾磨署及び網干署管内における交通実態等

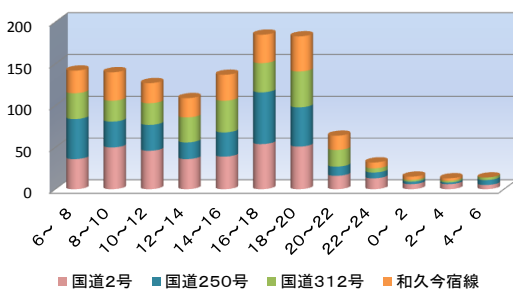
主な路線別人身事故発生状況(過去3年)



▼ 主な路線別の人身事故発生状況は国道2号が最も多く、次いで国道250号、国道312号、和久今宿線となっている。

▼ 主な路線での死者数は国道250号で4人、国道312号で1人であった。

主な路線別、時間別人身事故発生状況(過去3年)



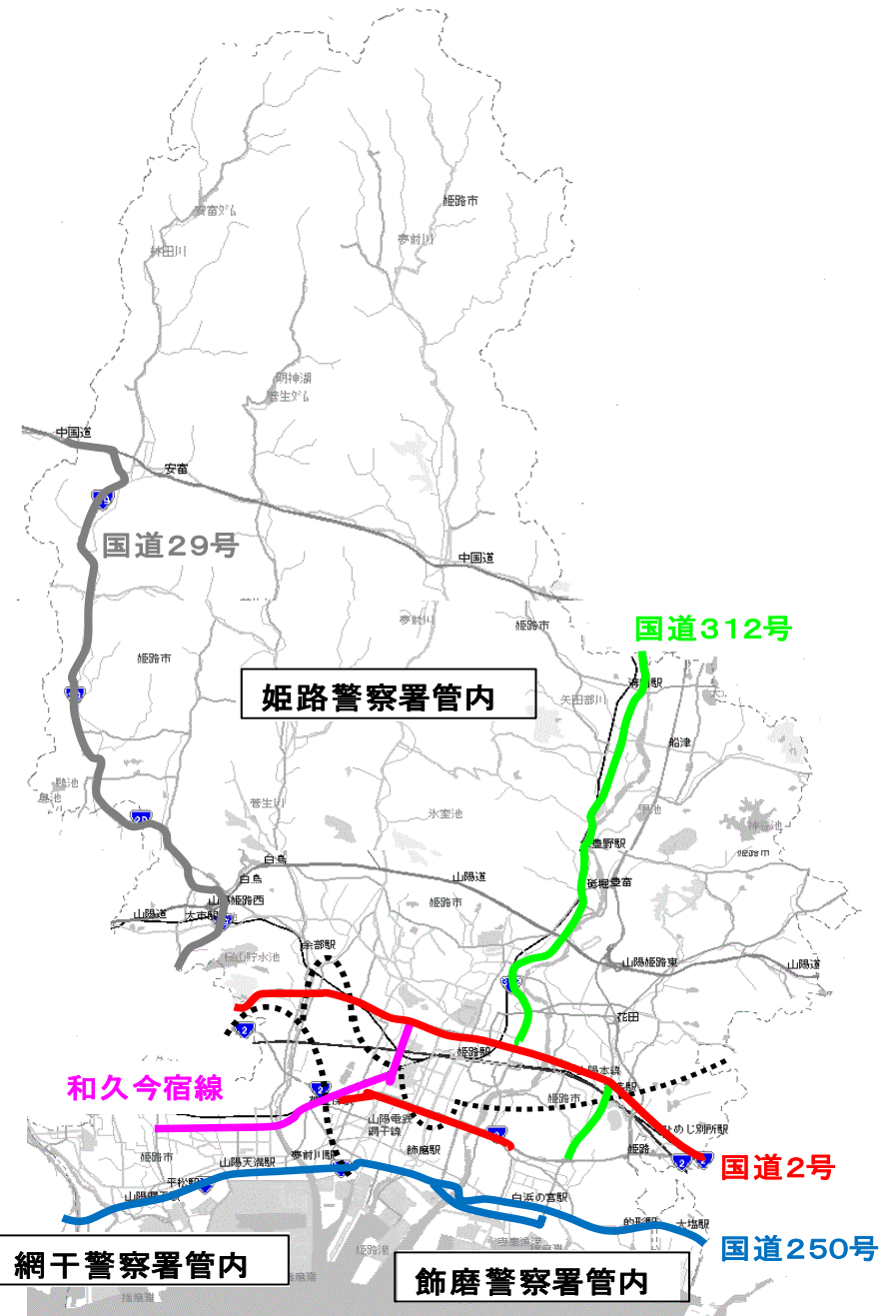
▼ 時間別の人身事故発生状況は、国道2号及び国道250号は16～18時、国道312号及び和久今宿線は18～20時に多く発生している。

▼ 3署管内における速度違反による人身事故の発生は8件、死者数は4人、負傷者は5人であった。

※ 上記は過去3年間(28年～30年)の7～12月における発生状況(3署合計)を示す。

～平成30年12月末の交通事故発生状況～

○ 重点路線において人身事故が735件発生し、死者数は5人であった(3署合計)。



国道29号は、姫路警察署における重点路線